

厚木市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)

概要版

～ 地域ぐるみの助け合い ～

1 基本的な考え方

この計画は、これまでの災害時要援護者支援制度を改め、本市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的としています。

2 避難支援の対象者(避難行動要支援者)

避難行動要支援者とは、災害発生時に、自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の方で、次の要件に該当する人です。避難支援の対象となります。

- ① 要介護認定者(3～5)
- ② 下肢又は体幹機能障がい者(1級、2級)
- ③ 視覚障がい者(1級、2級)
- ④ 療育手帳(A1、A2)の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者(重度認定)
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者

3 避難支援の体制(避難支援等関係者)

市は、避難行動要支援者の名簿を作成し、次の避難支援等関係者と名簿情報を共有することで、地域ぐるみの避難支援体制づくりを進めます。

- ① 自主防災隊
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉協議会
- ④ 地域包括支援センター
- ⑤ 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター
- ⑥ 厚木警察署
- ⑦ 消防団

4 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 作成する名簿の種類

市は、「平常時から避難行動要支援者本人の同意に基づき避難支援等関係者に事前提供する名簿」と「災害発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、法令に基づき避難支援等関係者に提供する名簿」の2種類の名簿を作成します。

(2) 名簿情報の更新

市は、避難行動要支援者の状況を定期的に把握し、災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、毎年4月と10月の年2回、名簿情報を更新します。

5 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 名簿情報の平常時の提供

市は、避難行動要支援者本人の意向を郵送等で確認し、「同意書」を市に提出していただくことで、避難支援等に必要な情報を名簿に掲載し、避難支援等関係者に提供します。

(2) 災害発生時の名簿提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援に必要な限度で、同意をしなかった人を含む全ての避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者等に提供します。

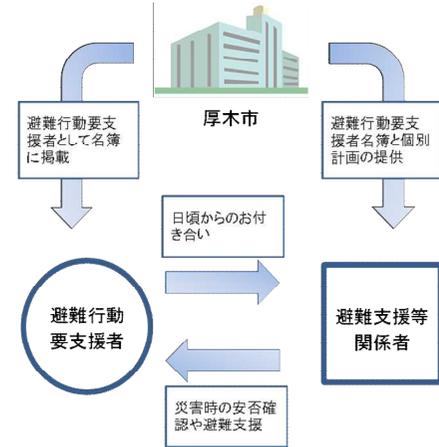
6 名簿情報の管理

(1) 市の管理

市は、収集した個人情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿について、電子データ及び紙媒体の名簿をそれぞれ作成し、厳正な管理を行います。

(2) 避難支援等関係者の管理

避難支援等関係者は、あらかじめ組織内で情報共有の範囲などの取扱方法を定めた上で、施錠できる場所等に保管し、名簿の管理を徹底する必要があります。



7 個別計画の作成等

(1) 個別計画の作成

災害時要援護者支援制度でも個別計画を作成していましたが、書式や記載項目を見直した上で、引き続き個別計画を改めて作成します。

(2) 個別計画の共有

個別計画は、同意書を提出された要支援者の避難支援に必要な範囲で、市及び避難支援等関係者で保有し、平常時から情報を共有します。

8 避難行動要支援者の避難支援

(1) 市及び避難支援等関係者の役割

避難支援において各自が果たすべき役割を整理

(2) 防災情報の伝達

災害発生時に市から発信する防災情報及び伝達手段の紹介、避難に必要な防災情報の避難行動要支援者への伝達

(3) 避難行動要支援者の安否確認

防災訓練での安否確認訓練の実施、名簿情報を活用し避難支援等関係者との連携による避難行動要支援者の安否情報の集約

(4) 避難所への避難支援

自主防災隊等の協力による避難行動要支援者の避難所までの避難誘導等

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時は避難支援等関係者も自分や家族の安全を確保することを優先、安全確保をした上での状況に応じた避難支援を実施

9 避難所における支援

市は、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を中心に、自主防災隊及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携しながら、避難所における避難行動要支援者等の支援を行います。

【主な支援内容】

- ◇ 避難所における良好な生活環境の確保
- ◇ 避難所での情報伝達
- ◇ 保健福祉サービスの提供
- ◇ 在宅の避難行動要支援者への支援
- ◇ 緊急受入れ施設及び福祉避難所の充実

10 より充実した支援のために

(1) 防災意識の啓発等

避難行動要支援者本人を始めとする市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者本人が参加しやすい防災訓練等の実施

(2) 支援体制の強化

避難支援等関係者との継続的な関係強化、ボランティア団体を始めとする民間団体等との連携